

「CIPA フォトエイド」について

～写真・映像の力で過去と未来をつなぐ～

カメラ映像機器工業会が設立した東日本大震災基金を日本財団が共同運営

一般社団法人カメラ映像機器工業会
公益財団法人日本財団

一般社団法人カメラ映像機器工業会（CIPA）と公益財団法人日本財団（日本財団）は、7月15日、先の東日本大震災で被災された地域の復興を支援するために、下記活動を目的とした基金を設立し、運営していくことで合意しました。

CIPAと日本財団は、この活動を「CIPA フォトエイド」と命名し、基金はCIPAが会員企業からの寄付を募り設立しました。基金への応募受け付け、各種問合わせ対応、応募団体の審査、覚書の締結から支援金支払いまでの業務を、CIPAと日本財団が適宜連携しながら行います。

【基金設立の目的】

- （1）同震災による被害の実態を記録として残すこと
- （2）復旧、復興に取り組む、特に市民活動団体や市民の取り組みを記録として残すこと
- （3）写真や映像という手段を通じて、同震災により被災された方々の精神面におけるケアを支援すること

【支援の対象と内容】

「CIPA フォトエイド」は、以下のような公共の利益や個人のニーズに対する支援を行い、その対象となる団体は、各種非営利団体（NPO／NGO）、ボランティア団体、学校、及び地方公共団体等です。

- （1）写真や映像記録の作成・保存・閲覧
- （2）震災からの復興記録に関する記録者の育成、記録媒体や機材の整備等
- （3）汚れてしまった写真の洗浄・整理や卒業アルバム等の再制作
- （4）写真や映像を活用した展示会やイベントの開催等

**「CIPA フォトエイド」基金
支援団体募集要項**

1. 募集する事業	<p>①写真や映像記録のメディアアーカイブ作成に係る支援（原則上限 500 万円）</p> <p>②記録者の育成に係る支援（原則上限 300 万円）</p> <p>③記録媒体、記録用機材や環境整備に係る支援（原則上限 100 万円）</p> <p>④被災した写真の洗浄・整理や、卒業アルバムの再制作に対する支援（原則上限 100 万円）</p> <p>⑤写真や映像を媒介とした写真展・映像展等のイベント開催に対する支援（原則上限 100 万円）</p> <p>※1 団体当たり上記の複数の申請可。ただし合計で原則上限 500 万円とします。</p>
1. 申請団体の条件	<p>①少なくとも 1 年間の継続的な事業活動が行えること</p> <p>②最低限の出納管理、証憑書類等の管理が行えること</p> <p>③活動の情報発信が行えること（ホームページやブログ）</p> <p>④成果物（レポートや写真、映像素材等）の定期的な提出と、CIPA と日本財団によるその 2 次利用の許諾</p>
1. 申請方法	<p>①当プロジェクトの指定する団体情報登録フォーマットへの登録を行う http://canpan.info/dantai_list_view.do</p> <p>②指定の申請用紙によりインターネットにより提出 受付用 Web ページ： http://road.nippon-foundation.or.jp/2011/07/post-e5d2.html</p> <p>③申請書受理後、事務局から通知の連絡がいきます</p>
1. 募集期間	<p>第 1 期：2011 年 7 月 25 日～10 月 31 日 17:00 (第 2 期以降は CIPA と日本財団のホームページで告知します)</p>
1. 問合せ先	<p>公益財団法人日本財団 CIPA フォトエイド基金係 〒107-8404 東京都港区赤坂 1-2-2 TEL：0120-65-6519 FAX：03-6229-5177 mail: cc_saigai@ps.nippon-foundation.or.jp</p>
1. 審査結果	<p>・支援団体は、日本財団とカメラ映像機器工業会フォトエイドプロジェクト基金チームの審査により決定されます。ご申請いただいてから約 2 週間までを目処に審査結果の通知を行います (連絡方法は電話、FAX、郵送、メールのいずれかになります)</p>
1. その他	<p>・支援団体に決定した場合、当該活動について日本財団との覚書を締結いただきます。また、CIPA フォトエイドプロジェクトホームページ等で公表いたします</p>